

当院の施設基準および各種加算に関するご案内

当院では厚生労働省の定める基準に基づき、下記の施設基準等について関東信越厚生局に届出を行い、算定しております。

当院の届出施設基準

- 小児かかりつけ診療料
- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算
- ベースアップ評価料

小児かかりつけ診療料について

小児かかりつけ医として次のような診療を行っています。

- ・ 急な病気への対応
- ・ 慢性疾患の管理
- ・ 予防接種の実施および接種状況の管理
- ・ 乳幼児健診の結果等を踏まえた健康管理
- ・ 発達に関する相談
- ・ 育児に関する相談
- ・ 必要に応じた専門医療機関への紹介

機能強化加算について

小児かかりつけ医として以下の取組みを行っています。

- ・ 健康診断結果等の健康管理に関する相談
- ・ 保健・福祉サービスに関する相談
- ・ 夜間・休日の問い合わせへの対応
- ・ 必要に応じた専門医療機関への紹介
- ・ 服薬管理に関する相談

外来感染対策向上加算について

院内感染防止対策として次の取組みを行っています。

- ・感染防止対策に係る研修を受けた職員を配置しています
- ・院内感染対策マニュアルを整備しています
- ・感染対策に関する定期的な職員研修を実施しています
- ・発熱その他感染症を疑う患者様の診療体制を確保しています

電子的診療情報連携体制整備加算について

- ・オンライン請求を行っております
- ・オンライン資格確認システムの導入
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は利用できる体制を有しています
- ・マイナ保険証の利用促進
- ・電子処方箋への対応
- ・電子カルテ情報共有サービス等の整備を進めております
- ・診療報酬明細書を無料で交付しております



当院では今後も医療DXを通じて、地域の皆様に安心していただける医療の提供に努めてまいります

ベースアップ評価料について

医療従事者の処遇改善を目的として、ベースアップ評価料算定しております。本評価料による診療報酬は、職員の賃金改善に充てられます。

ご理解の程、宜しくお願い申し上げます

2026年6月1日